

IBC コードの改正に関する事項

改正規則等

鋼船規則 S 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
鋼船規則検査要領 B 編及び S 編

改正理由

2019 年 5 月に開催された IMO 第 74 回海洋環境保護委員会 (MEPC74) 及び同年 6 月に開催された IMO 第 101 回海上安全委員会 (MSC101) において、IBC コードの改正がそれぞれ決議 MEPC.318(74)及び MSC.460(101)として採択された。

本改正では、物質の運送要件が全面的に改正され、また、硫化水素検知器の搭載要件及び残留性浮遊物質に対する作業要件が追加されている。

その他、鋼船規則総合見直しの一環として、一部不明確となっていた要件について明確となるよう見直しを実施した。

このため、決議 MEPC.318(74)及び MSC.460(101)並びに見直し結果に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次の通り。

- (1) 鋼船規則 S 編 1 章において、定義の一覧を改めた。
- (2) 鋼船規則 S 編 15 章において、硫化水素検知装置の設置の要件を規定した。
- (3) 鋼船規則 S 編 16 章において、残留性浮遊物質に対する作業要件を規定した。
- (4) 鋼船規則 S 編 17 章において、各貨物に対する運送要件の一覧表を改めた。
- (5) 鋼船規則 S 編 18 章において、S 編の適用を受けない貨物の一覧表を改めた。
- (6) 鋼船規則総合見直しの一環として、鋼船規則 S 編及び同要領等における、文言の修正や不要な規定の削除等を行った。

改正条項

鋼船規則 S 編 1.3.1, 13.2.3, 15.15, 16.2.3, 17.1.1, 表 S17.1, 18.1.1, 表 S18.1

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3.1.2

鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.3, 表 B1.1.3-1. (削除), 表 B1.1.3-2. (削除),
表 B1.1.3-3. (削除), 表 B1.1.3-4. (削除)

鋼船規則検査要領 S 編 S1.1.1, 表 S1.1.1-1. (削除), 表 S1.1.1-2. (削除),
表 S1.1.1-3. (削除), 表 S1.1.1-4. (削除), S1.3.1, S3.4.2, S15.15 (新設), S17.1.1,
表 S17.1.1 (削除), 表 S17.1.1-2. (削除), S18.1.1, 表 S18.1.1 (削除)